

社会福祉法人博悠会及びフランセーズ悠各施設の苦情解決について

1 苦情・ご意見・ご要望の受け止め

私達博悠会では、御利用者様等からの苦情・ご意見・ご要望は、博悠会介護の質を高め、御利用者様等との結びつきをより確かなものにする機会と捉え、真心・優しさ・遵法の心を持って謙虚に耳を傾けます。

2 苦情等受理解決の体制

社会福祉法人博悠会及びフランセーズ悠各施設では、社会福祉法第 82 条の規定、厚労省の基準省令に基づき、博悠会法人本部、各施設に苦情受付担当者・苦情解決責任者を置き、御利用者様、御家族様、その他関係する皆様からの苦情・ご意見、ご要望を適切に解決し、施設運営に反映させるための体制を整えております。(◆苦情解決の仕組参照)

3 2025 年上半期の本部対応を要した苦情・ご意見・ご要望の受理状況

種別	受理件数
苦情	1 1 件
ご意見	0 件
ご要望	1 件